

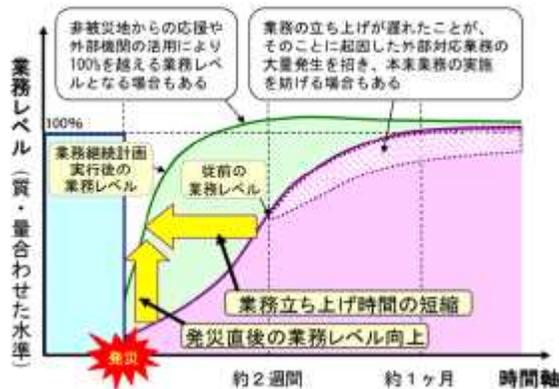
笠岡市業務継続計画(BCP) ー概要版ー

1. 業務継続計画の基本的な考え方

近い将来に発生が予測される南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生により、行政機能の低下が余儀なくされる状況にあっても、市民の生命、身体及び財産を保護し、影響を最小限にとどめる必要がある。

本計画は、笠岡市がその責務を果たすために必要となる業務を継続あるいは早期に再開するため、現状における課題を明確にし、その対策を立案して、笠岡市業務継続計画(BCP)としてとりまとめるものである。

【BCP実践による効果イメージ】

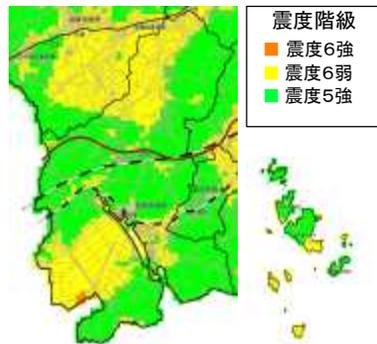


2. 前提とする災害と被害想定

本計画の対象とする災害は、笠岡市地域防災計画に基づき、今後、30年以内に70～80%の確率で発生する「南海トラフ巨大地震」とし、地域防災計画の被害想定に基づき、人的被害、建物被害等が最大となる条件とする。

【南海トラフ巨大地震想定被害数量】

笠岡市の震度	震度5強～震度6強
津波高	3.2メートル(鋼管町)
死者数(津波等)	130名
建物被害(津波等)	1,953棟(全壊)
上水道断水人口	26,096人
下水道支障人口	27,983人
停電件数	31,807軒
避難者数	17,736人

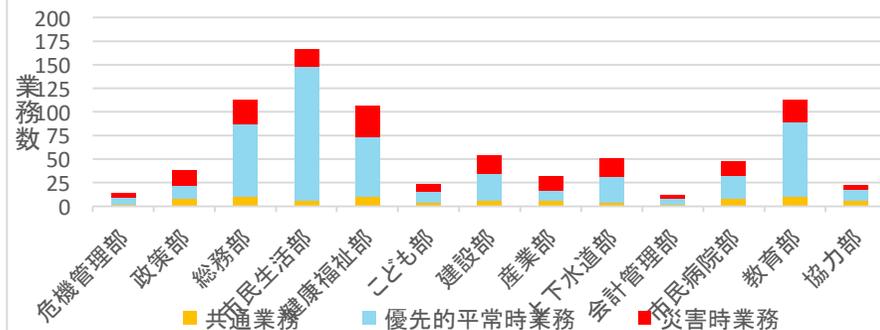


【震度分布】

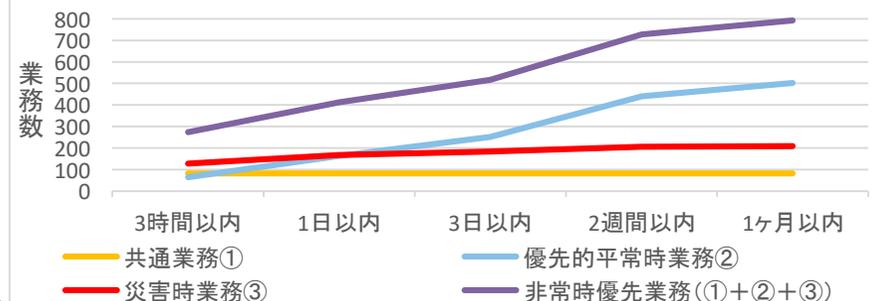
3. 非常時優先業務の選定

計画の対象である南海トラフ巨大地震が発生した場合、行政自身にも大きな被害が生じ、限られた資源(人員・施設・設備等)で市の責務を果たすことが必要となる。このため、実施すべき業務の選定、優先度、業務開始時間をあらかじめ定めておくことが重要であり、笠岡市災害対策本部規程の各部署の所管事項(災害対応業務)と通常業務で市民生活に大きな影響を及ぼす業務(優先的平常時業務)を非常時優先業務選定基準に基づき、「非常時優先業務」として整理し、目標開始時間を定めた。

非常時優先業務数 部別グラフ



非常時優先業務 時間別推移グラフ



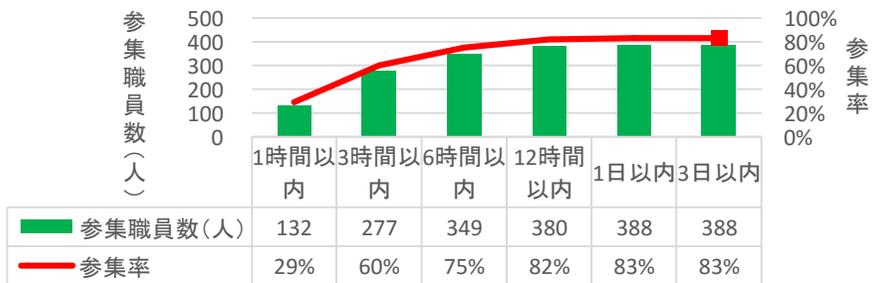
4. 非常時優先業務の実施体制

非常時優先業務を実施するに当たっては指揮命令系統、市長職務代行、職員の参集体制が重要な要素になるため、笠岡市地域防災計画及び担当課への調査の結果、以下のとおり整理した。

【市長の職務代行】

第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
副市長	総務部長	危機管理部長	政策部長

参集予測結果グラフ



発災からの経過時間

5. 非常時優先業務の実施に必要な資源の現状と対策

非常時優先業務に必要な資源（電気、水、食料等）、通信手段（電話、防災無線等）、情報システム等の現状と対策について検討を行った。各分野ごとの対策事項、検討事項などを分析、整理することで、現段階で使用可能な資源を把握することができ、不十分な点については対策を講じるよう計画に明記した。

また、非常時優先業務に必要なシステムやデータ等のバックアップ体制も調査し特定を行った。加えて、災害対策本部設置庁舎が使用不可能になった場合を想定して代替庁舎を明記した。

【庁舎使用不可時の代替庁舎】

庁舎名	代替庁舎
本庁舎（本館）	第1分庁舎（中央公民館）

6. 業務継続体制の向上

本計画の対策を推進し、業務継続目標を実現するため、計画の見直し・更新、研修・訓練の実施を定めるとともに、平時から各所属・職員においてBCPの周知徹底を図り、体制の整備を行うよう明記した。

附属資料

非常時優先業務と業務開始目標時間及び重要な行政データのバックアップ状況一覧を計画の附属資料として作成した。

【非常時優先業務個表】

No	業務区分	所 属 課	主要業務	業務開始目標時間				
				3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
04	災害時業務	危機管理課	職員の安否確認及び参集指示	●	○	○	○	○
05	災害時業務		初動体制の確立	●	○	○	○	○
1	被災時の対応業務		防災施設及び防災倉庫等に關すること		●	○	○	○
2	被災時の対応業務		災害時の相互応援に關すること		●	○	○	○
3	被災時の対応業務		業務継続計画・災害時受援計画に關すること		●	○	○	○
4	被災時の対応業務		自主防災組織に關すること		●	○	○	○
5	被災時の対応業務		防災行政無線に關すること		●	○	○	○
6	被災時の対応業務		災害対策本部・災害情報センターの設置、応援に關すること		●	○	○	○
7	被災時の対応業務		非常用備蓄物品の管理に關すること		●	○	○	○
8	災害時業務		本部会議に關すること		●	○	○	○
9	災害時業務		本部員の指示に關すること		●	○	○	○
10	災害時業務		被災者対策本部及びその他関係機関との連絡調整に關すること		●	○	○	○
11	災害時業務	自衛隊の派遣要請及び自衛隊その他の応援団体の受入れ並びに配置計画に關すること		●	○	○	○	
12	災害時業務	避難の計画、勧告及び指示に關すること		●	○	○	○	